

庄内町告示第166号

令和5年度庄内町低所得者世帯給付金支給事務実施要綱を次のように定める。

令和5年6月30日

庄内町長 富 樫 透

令和5年度庄内町低所得者世帯給付金支給事務実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯に対して、令和5年度庄内町低所得者世帯給付金を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 低所得者世帯給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和5年7月1日（以下「基準日」という。）において、本町の住民基本台帳に記録されている者であって、同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき令和5年度分の市町村民税（同法第1条第2項の規定による特別区民税を含む。以下この条において同じ。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯の世帯主とする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯、租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯及び世帯主が令和5年4月から6月までの間に他の自治体で低所得者世帯給付金と同様の給付金を受給した、又は同年7月以降に受給する見込みがある世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(支給額)

第3条 前条の規定により支給対象者に対して支給する低所得者世帯給付金の金額は、1世帯当たり3万円とする。

(受給権者)

第4条 低所得者世帯給付金の受給の対象となる者（次条において「受給権者」という。）は、支給対象者とする。

ただし、当該支給対象者が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合は、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した支給対象者以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

2 配偶者その他親族からの暴力等を理由に避難している者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者の取扱いについては、別表のとおりとする。

(支給の方式)

第5条 低所得者世帯給付金の支給を受けようとする受給権者（以下「申請者」という。）は、令和5年度庄内町低所得者世帯給付金支給要件確認書（様式第1号。以下この条及び次条において「確認書」という。）を提出し、又は令和5年度庄内町低所得者世帯給付金申請書（請求書）（様式第2号。以下この条及び次条において「申請書」という。）により申請するものとする。

2 確認書の提出及び申請書による申請（以下「提出等」という。）は郵送により行い、第8条に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第2号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、その他第1号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 口座振込方式 確認書又は申請書（以下「確認書等」という。）に記載された金融機関の口座に町が振り込む方式

(2) 窓口現金受領方式 町の担当窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 申請者は、低所得者世帯給付金の提出等に当たり、公的身分証明書の写し等を提出することにより、申請者本人による申請であることを証する。

（代理による申請）

第6条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による提出等を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 基準日において申請者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族その他の平素から申請者の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認める者

2 申請者は、代理人により提出等を行う場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める処理をしなければならない。この場合において、町長は、公的身分証明書の写し等の提出を求めることにより、代理人が当該代理人であることを確認するものとする。

(1) 確認書を提出するとき 確認書の委任欄に記載し、署名又は記名押印すること。

(2) 申請書による申請をするとき 委任状を添えて提出すること。

3 町長は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者にあつては、町長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（受付期限）

第7条 確認書等の受付期限は、町長が別に定める日とする。

（支給の決定）

第8条 町長は、第5条の規定により確認書等を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、令和5年度庄内町低所得者世帯給付金支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、低所得者世帯給付金を支給する。

（支給等に関する周知）

第9条 町長は、低所得者世帯給付金の支給の実施に当たり、支給対象者の要件、提出等の方法、受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第10条 町長は、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第7条に規定する受付期限までに第5条の規定による提出等が行われなかった場合、支給対象者が低所得者世帯給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第8条の規定による確認書等を受領した後、又は支給の決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、庄内町が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 町長は、偽りその他不正の手段により低所得者世帯給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った低所得者世帯給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 低所得者世帯給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

<p>1 配偶者その他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い</p> <p>(1) 以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が本町に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の低所得者世帯給付金については、本町から支給する。</p> <p>イ 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別に行っている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において本町に住民票を移していない者</p> <p>ロ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの</p> <p>(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次のイからニまでに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。</p> <p>イ 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に規定する保護命令（同条第1項第1号に規定する接近禁止命令又は同項第2号に規定する退去命令）が出されていること。</p> <p>ロ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。この場合において、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。</p> <p>ハ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。</p> <p>ニ イからハまでに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合</p> <p>※ 婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。</p>
<p>2 措置入所等児童の取扱い</p>

基準日において、以下の(1)から(6)までのいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。））及び(6)における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、本町における支給対象者とする。

- (1) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（同法第6条に規定する保護者をいう。(2)において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- (3) 身体障害者福祉法第18条第2項若しくは知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされてい

る者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」(平成29年度厚生労働省通知雇児発0331第10号)により、入居している者に限る。)

(6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設(以下「母子生活支援施設」という。)に入所している者(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

### 3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」(以下「措置入所等障害者・高齢者」という。)であつて、基準日において、本町に住民基本台帳に記録されている者については、本町における支給対象者とする。ただし、本町で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課室から給付金担当課室に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

(1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者(措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者(成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。)を含む。以下同じ。)(2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

(2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者(2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

様式第1号（第5条関係）

（表）

第 年 月 日 号

様

庄内町長

令和5年度庄内町低所得者世帯給付金支給要件確認書

令和5年度庄内町低所得者世帯給付金について、令和5年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。  
以下の内容を確認して、令和5年11月30日までに、この確認書を返送してください。

支給方法
支給日
支給口座
支給額

■世帯主の方が記入してください。

確認欄（以下の項目を確認し、確認後にチェック欄（□）にレを入れてください）

<input type="checkbox"/> ① 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
<input type="checkbox"/> ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
<input type="checkbox"/> ③ 世帯主は、令和5年4月から6月までの間に他の自治体から本給付金と同様の給付金を受給しておらず、かつ、同年7月以降に受給する見込みもありません。

※①、②及び③のすべてにチェックがある場合に限り、支給対象者に該当し、給付金が受け取れます。  
（いずれか1つでもチェックがない場合、支給対象者に該当せず、給付金を受け取れません。）

※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記の期限までに返送されない場合は、本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、右チェック欄（□）にレ印をご記入ください。【 私の世帯は給付金を受給しません □ 】

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名		確認日	令和 年 月 日	連絡先電話番号	
-------	--	-----	----------	---------	--

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記口座欄が空欄の場合には、裏面の欄に記入してください。

(裏)

新規に下記の口座への振込を希望します。(通帳等の写しが必要。長期間入出金のない口座を記入しないでください)

【受取口座記入欄】※下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書きください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号			

  

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入下さい)	通帳番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 0 ※		

(注) 金融機関で口座がない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、庄内町役場生活支援特別給付金窓口(電話080-7611-5170)までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、下記の代理確認(受給)に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ 代理人氏名	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所

日中に連絡可能な電話番号 ( )

上記の者を代理人と認め、 低所得者世帯給付金の	<input type="checkbox"/> 確認・請求 <input type="checkbox"/> 受給 <input type="checkbox"/> 確認・請求及び受給	を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。	世帯主氏名	署名(又は記名押印) 
----------------------------	---	--	-------	---

### 振込先金融機関口座確認書類

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)  
表面の上の方に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合は、  
記入した振込を希望する口座の確認書類を提出してください。  
※ 表面に記載の口座への振込を希望される場合は不要

### 本人(代理人)確認書類

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し(いずれか1つ)  
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付  
表面に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合又は  
代理人が確認(受給)する場合には提出してください。

令和5年度庄内町低所得者世帯給付金申請書（請求書）

庄内町長 宛

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者（世帯主）

（フリガナ） 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
			電 話

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年7月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

○令和5年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税非課税証明書を添付してください。（該当者全員） ※住民税非課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

	（フリガナ） 氏 名	申請者との続柄	性別	個人番号 生年月日	現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる	異なる場合には令和5年1月1日時点の住所を記載	令和5年度 住民税均等割課税状況
					<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
1	（申請者）	本人			<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
2					<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
3					<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
4					<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
5					<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
6					<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
7					<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
8					<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
9					<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
10					<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告

裏面も必ず御確認ください

(裏)

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めで御記入ください)	口座名義(カナ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連		本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※「1. 申請・請求者」名義に限る ※通帳の表記に合わせてください
金融機関コード		支店コード			

  

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号 を御記入ください。	1		

※ 金融機関の口座がない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、庄内町役場生活支援特別給付金窓口(電話080-7611-5170)にお問い合わせください。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 低所得者世帯給付金(以下「給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。  
※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。  
ア 世帯の全員が、令和5年度住民税非課税である。  
イ 世帯の全員が、令和5年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていない。  
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。  
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 世帯主は、令和5年4月から6月までの間に他の自治体から本給付金と同様の給付金を受給しておらず、かつ、同年7月以降に受給する見込みもありません。
- ④ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、庄内町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、庄内町において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑦ 庄内町が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年11月30日までに、庄内町が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

- 令和5年度庄内町低所得者世帯給付金申請書(請求書)(本書)  
※必要事項を御記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』  
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を御用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』  
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を御用意ください。
- (「現住所と令和5年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)  
令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税非課税証明書』の写し(コピー)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

様

庄内町長

令和5年度庄内町低所得者世帯給付金支給決定通知書

さきに手続きのありました給付金について、次のとおり支給決定しましたので通知します。

記

支給方法

貴指定口座に振込みます。

支給額		
振込予定日	年 月 日	
振込口座	金融機関	
	支店	
	口座種別	
	口座名義人カナ	
	口座番号	